



ブロック塀等の除却・建替え等補助金のご案内

大田原市では、地震発生時等におけるブロック塀や組積造の塀(以下「ブロック塀等」という。)の倒壊による被害の軽減を図り、市民の安全を確保するため、ブロック塀等を除却する工事、建替えまたは改修する工事費用の一部について、補助を行います。

◆ 対象となるブロック塀

次の要件を満たすブロック塀等

- ・通学路に指定されている道、国道、県道または用途地域内の市道に面しているブロック塀等
- ・建築基準法施行令に掲げる基準を満たしていないブロック塀等

◆ 補助対象者

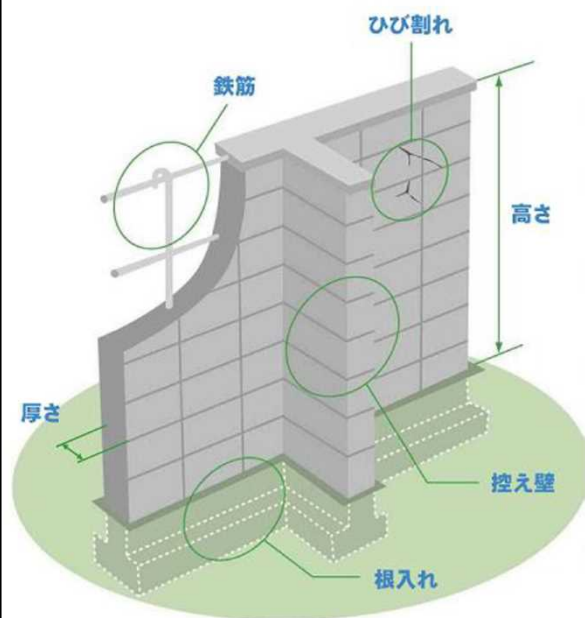
- ・ブロック塀等の所有者
- ・国・県・市税に滞納がない方

◆ 補助対象工事

- ・ブロック塀等を除却する工事
- ・除却後に基準に適合したブロック塀等に建替えする工事
- ・基準に適合したブロック塀等に改修する工事

◆ 補助額

- ①除却費用に3分の2を乗じて得た額 **【補助限度額 16万円】**
- ②建替えまたは改修費用に3分の2を乗じて得た額 **【補助限度額 20万円】**
- ①及び②のいずれにも該当する場合は、それぞれを合算した額 **【補助限度額 36万円】**



「補強コンクリートブロック造」の塀の確認項目

【高さ】 地盤から2.2メートル以下である。

【壁の厚さ】

- 高さ2メートルを超える場合は、15センチメートル以上である。
- 高さ2メートル以下の場合は、10センチメートル以上である。

【鉄筋】

- 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9ミリメートル以上の鉄筋が入っている。
- 壁内に径9ミリメートル以上の鉄筋が縦横ともに80センチメートル以下の間隔で入っている。

【控壁】(高さが1.2メートルを超える場合)

- 長さ3.4メートル以下ごとに、径9ミリメートル以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの5分の1以上突出している。

【基礎】(高さが1.2メートルを超える場合)

- 丈が35センチメートル以上で根入れの深さが30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある。

「組積造」の塀の確認項目

【高さ】 地盤から1.2メートル以下である。

【壁の厚さ】

- 各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上である。

【控壁】

- 長さ4メートル以下ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが項目2の寸法の1.5倍以上である。

【基礎】 根入れの深さが20センチメートル以上である。

- ※ 申請前にブロック塀等を除却・建替え・改修を行った場合は、補助対象になりませんのでご注意ください。
- ※ 工事業者は、市内に事務所か事業所がある法人または市内の個人事業者に限定しています。
- ※ その他詳細は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 大田原市建設部建築住宅課 電話:0287-23-1178

点検表 コンクリートブロック造の塀

項目		基準	結果
1	高さ	地盤から2.2メートル以下である。	適合・不適合
2	壁の厚さ	高さ2メートルを超える場合は、15センチメートル以上である。	適合・不適合
		高さ2メートル以下の場合は、10センチメートル以上である。	
3	鉄筋	壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9ミリメートル以上の鉄筋が入っている。	適合・不適合
		壁内に径9ミリメートル以上の鉄筋が縦横ともに80センチメートル以下の間隔で入っている。	適合・不適合
4	控壁（高さが1.2メートルを超える場合）	長さ3.4メートル以下ごとに、径9ミリメートル以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの5分の1以上突出している。	適合・不適合
5	基礎（高さが1.2メートルを超える場合）	丈が35センチメートル以上で根入れの深さが30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある。	適合・不適合

点検表 組積造の塀

項目		基準	結果
1	高さ	地盤から1.2メートル以下である。	適合・不適合
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上である。	適合・不適合
3	控壁	長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している。又は壁の厚さが項目2の寸法の1.5倍以上である。	適合・不適合
4	基礎	根入れの深さが20センチメートル以上である。	適合・不適合